

## 平成27年度宮内庁調達改善計画（要約版）

### 1 調達改善計画の目的

調達する財・サービスの特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達改善に取り組む。

### 2 重点的に調達改善に取り組む分野

- ・適正な契約方式の適用
- ・一者応札の解消に向けた取組
- ・人材育成、情報の共有等

### 3 継続的な取組

#### （1）随意契約の見直し

- ・競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについて、更に改善できる案件が残されていないか十分に精査する。
- ・新たに随意契約によろうとする場合は随意契約によらざるを得ない合理的な理由等を宮内庁随意契約審査委員会で審査する。
- ・随意契約に係る情報を公表する。

#### （2）一者応札等の改善

- ・発注予定情報をホームページに掲載し、タイムリーに提供する。
- ・十分な公告期間を確保する。
- ・一者応札となった案件等について、入札資料を受領したものの応札しなかった業者へのアンケートを実施し、得られた意見を仕様書等に見直しに活用する。

#### （3）庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

- ・事務用消耗品（文房具等）の調達に当たっては、調達内容の精査を行う。
- ・共同調達については、一層の推進を図る。
- ・関西地区に所在する宮内庁関係の事務所間で、一括調達をより推進する。

### 4 その他の取組

旅行手配業務のアウトソーシングの利用促進を図る。

### 5 実施状況の把握と自己評価の実施

実施状況、達成状況等について、年2回評価し公表する。

### 6 調達改善の推進体制

外部有識者を活用し、宮内庁調達改善推進委員会により推進する。